

池田市こども計画

計画期間：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

「こども発」みんなでつくるいけだの未来

概要版



令和7(2025)年3月

池田市

こどもまんなか社会

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び **児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）** の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは？

児童の権利に関する条約は、世界中の全ての子どもが持つ権利について定めた条約です。

児童の権利に関する条約は、平成元（1989）年に国連総会において採択され、日本は平成2（1990）年にこの条約に署名し、平成6（1994）年に批准を行いました。（同年より効力が生じています。）

この条約は、今なお世界中に貧困や飢え、紛争、虐待、性的な搾取などの困難な状況に置かれている子ども（18歳未満の人）がいるという現実に向け、世界的な観点から子どもの権利の尊重及び子どもの保護の促進を目指したものであり、子どもが大人と同様の権利を持つ主体であることを明確にし、次の4つの大切な考え方が示されました。

差別の禁止

生存や発達への支援

意見の尊重

最善の利益の優先

- ・「差別の禁止」とは、人権や国籍、性別などに関係なく基本的人権が大切にされ、どのような差別的な扱いも受けることがないこと。
- ・「生存や発達への支援」とは、命が大切に守られ、心も体も健やかに成長し、発達するために必要なサポートを受けること。
- ・「意見の尊重」とは、自分に関係するすべてのことに関して自由に意見を出すことができ、年齢や発達に応じてその意見が十分に考えられること。
- ・「最善の利益の優先」とは、あらゆる活動において、子どもにとって最も良いことを第一に考えられること。

1

計画の概要

■ 計画策定の背景と趣旨

わが国では、常に子どもの視点に立った政策を推進する新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

また、こども基本法に基づき、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）」の実現が掲げられました。

本計画は、子ども・子育て支援法等に基づき策定した「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」が目標年度に達することから、新たにこども基本法等の理念も踏まえ、「池田市こども計画」として策定します。

■ 計画の位置づけ

以下の7つの法律・条例に基づく計画を一体的に策定します。

- ① こども計画（こども基本法）
- ② 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- ⑥ 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- ⑦ 子ども条例に基づく計画（池田市子ども条例）

■ 計画の期間

令和7(2025)年度を初年度として、令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

■ 計画の対象

各種法令で定められたそれぞれの区分にも留意しつつ、こども基本法における「こども」の定義に基づき、全ての子ども・若者及び子育て当事者を対象とするほか、子ども・子育てに関わる人・団体・地域等も対象とします。

2

基本理念

子どもを社会の真ん中に据え、常にこうした大切な存在である子ども自身の最善の利益を第一に考えることを基本に、子どもの意見を尊重し、そしてその意見を子ども施策に反映していくことを示すため、本計画の【基本理念】を次のとおり定めます。

【基本理念】



3

重点的な取り組み

以下の7つの施策について、重点的に取り組むこととします。

- 1 子どもの権利の保障、健全な育成環境の醸成
- 2 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実
- 3 きめ細やかな配慮を要する子ども及び家庭への支援
- 4 誰一人取り残さない多様な学び、居場所づくりの推進
- 5 保育需要への対応
- 6 学校教育、就学前教育の充実
- 7 若者が輝くまちの実現

4

基本方向

基本理念を実現するために、「こども大綱」及び「大阪府子ども計画」を勘案し、次の3つの大きな枠組みを基本方向として設定します。

基本方向 1

ライフステージを通じた支援の充実

子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズに対しては、組織横断的な体制の整備や施策間の連携を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みを進めます。

施策

施策項目

1-1 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実	(1) 人権教育の推進 (2) 子ども・若者が参画できるまちづくりの推進
1-2 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実	(1) 障がいのある子ども・若者の自立と社会参加 (2) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実 (3) ヤングケアラーへの支援 (4) 外国につながる子ども・若者と家庭への支援
1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	(1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者の就労の支援 (4) 経済的支援
1-4 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実	(1) 子ども・若者にとって安全な交通対策の推進 (2) 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進 (3) 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進 (4) 子ども・若者の自殺対策の推進 (5) 多様な体験活動の充実
1-5 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実	(1) 母子の健康保持・増進 (2) 思春期健康教育・保健対策の推進 (3) 食育の推進 (4) 小児保健医療体制の充実
1-6 こどもまんなかまちづくり	(1) 居住環境の整備・充実 (2) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
1-7 DXの推進	(1) DXの推進 (2) 情報教育の推進

ライフステージ別の支援の充実

子どもの誕生前から幼児期においては、誰もが安心して妊娠・出産できるための支援サービスの充実や相談体制の構築を進めるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、教育・保育施設をはじめとした子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進します。

学童期・思春期においては、子どもが夢や希望を持ち、自らの人生を切り拓き、そして社会に貢献できるよう、心豊かな人づくり及びきめ細やかで一人ひとりに寄り添った支援を推進します。

青年期においては、若者が社会の一員としての役割を果たせるよう、就労や学習の機会創出に努めるとともに、悩みや課題を抱える若者に対しては、その家族も含めて包括的な支援を行うことにより、課題の解決を図ります。

施策	施策項目
2-1 子どもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における子育て支援の推進 (2) 多様なニーズに応える保育サービスの推進 (3) 就学前の教育機能・連携の充実
2-2 学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の充実 (2) 子どもの居場所づくりの推進 (3) 不登校児童・生徒等の自立支援・相談体制の充実
2-3 青年期	<ul style="list-style-type: none"> (1) 若者の就職支援 (2) 結婚の希望をかなえる環境整備 (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援 (4) 高等教育の修学支援、高等教育の充実 (5) 生涯学習の取り組みの推進 (6) 若者にとって魅力ある地域づくり



子育て当事者への支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱き、またそのことが子どもの健全な育成を阻むことがないように、社会全体で家庭における子どもの養育のための支援を進め、育児と仕事を両立しながら、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるような環境づくりを進めます。

施策	施策項目
3-1 子育ての経済的負担の軽減	
3-2 子育て家庭を支える環境の整備・充実	(1) ひとり親家庭の自立促進 (2) 子育て支援ネットワークの充実
3-3 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実	(1) 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ (2) 多様な就労形態への働きかけ
3-4 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進 (2) 男女共同参画に関する啓発の推進
3-5 次代の親を育む環境の整備・充実	(1) 市民の子育てに対する関心の醸成 (2) 子育て意識・親意識の育成



5

計画の推進に向けて

■ 計画の推進体制

- 子ども施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労等、様々な分野にわたるため、子ども・健康部局が主管となり、様々な部局と連携・調整を図りつつ、本計画の施策、事業、取り組みを推進します。また、児童手当や児童扶養手当等、国や大阪府の制度に基づくものも多いことから、国や大阪府に対し、積極的に各種施策の充実や要望を行っていきます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体等の機関と、適切な役割分担のもと連携を強化し、こども基本法の理念に基づいて施策の推進を図ります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との相互交流を通じて、職員間の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流を通じて、幼保小の連携を推進します。

■ 計画の進捗管理等

- 計画策定後の各種の施策の推進においては、P D C Aサイクルによるマネジメントのもと、子ども・健康部が事務局となり、毎年度の進行状況を把握し、評価・検証についての報告を行います。
- 関係機関や団体等と連携・協働しながら、計画の基本目標の達成をめざします。
- 池田市子ども・子育て会議において、意見を聴取し、必要に応じて点検・見直しを行うとともに、各専門部会において、検討を進めていきます。
- こども基本法及び国のガイドライン等に従い、子ども・若者からの意見の聴取や反映の手法について検討を進めていきます。

